

# 工 事 特 記 仕 様 書

昭和町常永土地区画整理組合

# 工事特記仕様書

## 第1条 適用

本仕様書は、昭和町常永土地区画整理組合の発注する昭和町常永土地区画整理区域内工事に適用する。また、本仕様書に明記されていない事項については、「昭和町工事等仕様書」及び「土木工事共通仕様書（H20.4一部改定）」によるものとする。

## 第2条 施工計画・施工管理

本工事における設計図書に基づき施工計画書を作成し、提出すること。また、本工事の施工管理は、山梨県土木工事施工管理規準及び規格値（H20.5一部改定）によるものとし、写真管理は、山梨県土木工事写真管理規準（H20.1一部改定）によるものとする。

## 第3条 工期

工期は、雨天・休日等を見込み、請負契約締結の翌日から起算して〇〇〇日間とする。なお、休日等には、日曜日・祝日の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

## 第4条 工程等

- ・ 同時期に他工事が施工されるため、同箇所の時期、方法については、協議すること。
- ・ 施工場所、施工方法等監督員と協議すること。
- ・ 公共性の高いと思われる場所の掘削箇所は、監督員と協議し、夜間の安全を確保するため、柵や保安照明等で囲み、事故が起きないように特段の配慮を行うこと。
- ・ 土砂等の運搬の際、過積載による違法運転は行わないこと。
- ・ 工事中に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

## 第5条 土砂運搬

本工事において、区画整理区域外からの土砂運搬（搬入）については、山梨県土砂運搬適正化指導要綱によるものとする。また、第7条の環境影響評価に関連し同時期の他工事との調整が必要となるため監督員と協議を行うこと。

## 第6条 残土処理及び表土運搬

本工事における残土及び表土の運搬場所は、区画整理内の仮置場への運搬を基本とするが、同時期の他工区への運搬を考慮している場合があるため、監督員と協議すること。

## 第7条 環境影響評価

本工事において、昭和町常永土地区画整理事業に係わる環境影響評価を行っており、評価書に基づき工事関連を行わなければならないので、監督員と協議を行うこと。

## 第8条 交通誘導員

本工事の施工に際しては、交通誘導員を〇〇人計上しているため、適切に配置すること。



**第 13 条 安全管理・訓練等の実施状況の報告**

安全管理・訓練等の実施状況を工事日誌に記録し、工事完成時の書類に添付し報告する。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告を行うこと。

**第 14 条 土木工事における排出ガス対策建設機械の原則使用について**

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号、又は平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またこれと同等の開発目標で実施された建設機械（平成 16 年 9 月 1 日までに装着されたものに限る）を使用するものとする。

ただしこれによりがたい場合は、監督員と協議の上、変更設計するものとする。

また、排出ガス対策建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を設置した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い提出するものとする。なお、指定機械であることを確認するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザー・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。

**第 15 条 低騒音型建設機械の使用**

本工事において、「建設工事に伴う騒音対策技術指針」（S51. 3. 2 建設省経機発第 54 号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて、最終改定 S62. 3. 30 建設省経機発第 58 号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（H9. 7. 31 建設省告示第 1536 号最終改定 H12. 12. 22 建設省告示 2438 号）に基づき指定された低騒音機械を使用するものとする。

また、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように建設機械を撮影し、監督員に提出するものとする。

**第 16 条 高度技術、創意工夫、社会性等について**

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで提出することが出来る。

**第 17 条 その他**

その他疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。